

令和2年度（2020年度）花博記念協会助成金 応募要項

公益財団法人国際花と緑の博覧会記念協会は、1990年（平成2年）に開催された国際花と緑の博覧会の「自然と人間との共生」という理念の継承、発展につながる調査研究や活動並びに被災地復興を支援し、潤いのある豊かな社会の創造に寄与することを目的として、助成事業の公募を行っています。

令和2年度（2020年度）の公募概要については、次のとおりです。

1. 助成の対象

1) 対象分野

国際花と緑の博覧会の「自然と人間との共生」という理念の継承、発展または普及啓発に資する事業であって、生命の象徴としての「花と緑」に関連する広汎な分野において、科学技術、文化の発展または交流に寄与するものを対象としています。

2) 事業区分

(1) 調査研究

植物や鳥、昆虫などの生き物の分布、生態、分類などに関する調査研究
生活文化の中に取り入れられた植物と人間に関する調査研究
国内外の日本庭園や花卉園芸品種などに関する調査研究
上記のような調査研究等の成果に関する講演会、シンポジウム、出版など
先進的、効果的な都市緑化に関する技術開発
緑化樹木や花卉の品質向上、生産・流通に関する技術開発など

(2) 活動・行催事

ア. 活動

植物や鳥、昆虫などの生き物の保全、育成に関する活動
市民による花と緑の地域づくりに関して、全国的にも好例となるような活動

イ. 行催事

花と緑の効果的な普及啓発につながるイベント
自然環境の保全、育成に関するセミナー、シンポジウム、事業の成果に関する出版など

(3) 復興活動支援

東日本大震災及び熊本地震、平成30年7月豪雨の被災地である、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、岡山、広島、熊本、大分等の各県における仮設住宅の周辺や公共的な空間などにおける花や緑を活用した復興活動で次のもの
花や緑の苗木の植栽
花壇やプランターなどの整備や栽培指導
切り花や寄せ植え等の多様な花育活動
花や緑に関する専門家の派遣
その他、花や緑を活用した復興活動

3) 応募対象者

(1) 公益法人 (財団法人、社団法人)

(2) 特定非営利活動法人 (NPO)

(3) 人格なき社団のうち非収益団体で代表者の定めがあるもの

(研究グループ、実行委員会、活動クラブ、友の会、ボランティア団体など)

※日本国内に活動の場を有する団体であること。

※応募しようとする事業の実施者であること。

※営利を目的とせず、公益性を有する事業を実施する団体であること。

※応募する事業にかかわる活動実績を有している団体であること。

※国や地方公共団体、独立行政法人、民間企業、学校法人でないこと。

ただし、グループ、実行委員会等を組織することにより応募は可能です。

※特定の政治、思想、宗教等の活動を主たる目的とした団体でないこと。

※暴力団でないこと、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

※復興活動支援部門に関しては、原則、所在する同県内において現に復興活動を行っている団体、または行おうとしている団体であること。

4) 事業の実施場所

原則として日本国内とします。

5) 助成対象の事業実施期間

令和2年(2020年)4月1日から令和3年(2021年)2月28日までの任意の期間

6) 助成金

(1) 助成する金額

助成金額及び助成率は、事業区分に応じて次のとおりです。

- ・調査研究 : 一件当たり100万円以内で、4分の3以内
- ・活動・行催事 : 一件当たり 50万円以内で、4分の3以内
- ・復興活動支援 : 一件当たり 50万円以内で、5分の4以内

(2) 助成の対象となる経費

- ・備品費
- ・消耗品費
- ・使用料賃借料
- ・印刷製本費
- ・通信運搬費
- ・賃金
- ・謝金
- ・旅費交通費
- ・委託費 (復興活動支援のみ対象)

※詳細は「助成対象経費・対象外経費一覧」にてご確認ください。

助成対象経費・対象外経費一覧

事業区分 費目	調査 研究	活動・ 行催事	復興活 動支援	内 容・注意要件
備品費	○	○	○	機器等で事業に直接必要なもの。 パソコンやプリンター等高額で汎用性のあるものは不可
消耗品費	○	○	○	事務用品、コピー紙、花苗、機器の燃料代等で事業に直接必要なもの
使用料・賃借料	○	○	○	会場などの借り上げ料、プロジェクターやスクリーンなど機材のレンタル料金、レンタカー料金、ボランティア保険など
印刷製本費	○	○	○	報告書やチラシ、ポスターなどの作成費 ※コピー料金は消耗品費に計上してください。
通信運搬費	○	○	○	切手代、郵便や宅配便の料金など
賃金	○	○	○	催事での受付・運営補助、短期作業の手伝い等に対する申請団体以外の外部アルバイト料など
謝金	○	○	○	申請団体、共同実施者等への謝金は対象外。
旅費交通費	○ ※1	○ ※2	○ ※3	※1 外部講師・外部専門家等の交通費、宿泊費、ガソリン代 申請団体・共同実施者の交通費、宿泊費、ガソリン代 ※2 外部講師・外部専門家等の交通費、宿泊費、ガソリン代 申請団体・共同実施者の交通費、ガソリン代（ <u>原則近郊50km以内の移動</u> ） ※3 外部講師・外部専門家等の交通費、宿泊費、ガソリン代 申請団体・共同実施者の交通費、ガソリン代（ <u>原則同県内の移動</u> ）
委託等	×	×	○	復興活動支援部門のみ対象
その他 管理経費等	×	×	×	申請団体構成員の person 費、事務所借上料、飲食代、手土産代、備品の修繕費、建物等の修繕費、電話代、インターネット接続経費等は対象外

2. 応募の手続き

1) 提出書類

「花博記念協会助成金交付申請書（様式1）」に必要事項を記入し、添付書類（様式1の11に記載）とともに当協会宛てに送付してください。申請書類等は、事業区分に応じて、協会ホームページよりダウンロードしてください。

URL：<https://www.expo-cosmos.or.jp/main/zyosei/>

ダウンロードできない方、手書きでご応募の方は、別途お送り致します。

また、申請書及び添付書類の提出部数は各1部とし、A4サイズで揃えてください。

2) 提出方法

clover@expo-cosmos.or.jp までメールでお送りください。郵送の場合は、簡易書留郵便など、安全かつ確実な方法で当協会あてに提出してください。書類が届いていない場合の責任は負いかねますのでご注意下さい。

なお、提出書類は当落にかかわらず返却いたしません。

また、提出書類の内容について問合せをする場合がありますので、必ず控えをお取りください。

3) 受付期間

令和元年（2019年）8月1日（木）～令和元年（2019年）9月13日（金）（当日消印有効）

3. 審査及び助成先の決定について

1) 審査及び採否の通知

有識者で構成する助成事業審査委員会を設け、審査を行います。

ア. 調査研究、活動・行催事

- ①10月～12月 提出書類にもとづく一次審査を行い、二次審査対象団体を選出します。
- ②翌年1月 プレゼンテーションにもとづく二次審査を行い、助成対象団体を決定します。
25万円以下の少額助成（調査研究、活動・行催事とも）は、プレゼンテーションによる二次審査は行わず、引き続き書類による二次審査を実施します。
- ③一次審査結果については12月（予定）、二次審査結果については翌年2月上旬（予定）に通知いたします。

イ. 復興活動支援

- ①10月～12月 提出書類にもとづく審査を行い、対象団体を決定し、翌年2月上旬（予定）に通知いたします。

※必要に応じ提出書類の内容について問合せをすることがあります。

※審査経過の内容および採否決定の理由についてのお問合せには応じかねます。

4. その他（交付確定後の手続き等について）

- (1) 助成金の交付は、事業完了後の「精算払い」となります。原則、対象事業は令和3年2月末日までとし、報告書、決算書の提出は2週間以内の令和3年3月15日を厳守とします。ただし、イベント等を3月に実施される場合は事務局にご相談ください。また、助成金交付決定額の2分の1以内で、真に必要と認められる金額について、「助成金前金払」として助成金の一部をお支払いすることができます。
- (2) 助成対象経費の用途を証明するために、事業の実施にあたって金銭を支払う場合は、必ず相手先の**領収書**の收受を行ってください。領収書の收受が困難な場合は、次の書類を以って替えることができます。
 - ①振込票の控え（支出の根拠と合わせて提出すること）
 - ②乗車券・航空券（日付、金額の記載されたもの）
 - ③その他（日付、内訳および金額が明確にできるもの）
- (3) 助成率（調査研究分野、活動・行催事分野は助成対象経費の4分の3以内、復興活動支援分野は助成対象経費の5分の4以内）を証明するため、領収書は助成交付決定金額の分だけではなく、助成対象経費全体分の提出が必要です。なお、**花博協会助成負担分については領収書の写しは不可**とします。（原本が必要な場合はご相談ください）花博協会以外の資金の領収書については写し可。

例）活動・行催事分野で交付決定金額が45万円の場合は、その4/3の60万円以上の領収書の提出が必要です。
- (4) 事業の実施にあたっては、掲出物、印刷物、資料、看板などに「公益財団法人国際花と緑の博覧会記念協会助成事業」であることを表示してください。また、購入物品には、協会が提供する「協会名ステッカー」を貼り付けてください。
- (5) 助成金を交付することとなった事業については、助成対象団体の名称および所在地、事業名、事業の概要などを当協会のホームページに掲載いたします。
また、事業完了後、成果の概要などを当協会のホームページに掲載します。
- (6) 同じ事業を継続して助成を受ける場合は3カ年度を上限とします。
- (7) 地方公共団体の指定管理業務の応募は受け付けません。
- (8) 1団体につき1件の応募とします。

助成事業のQ&A（応募編）

公募期間中に新たな項目を追加する場合があります。適宜ホームページをご確認ください。

一般事項

Q1. 助成を行う目的は何ですか？

1990年（平成2年）に大阪・鶴見緑地で開催された国際花と緑の博覧会の「自然と人間との共生」という理念の継承発展・普及啓発につながる研究開発や諸活動等を支援し、潤いのある豊かな社会の創造に寄与することを目的としています。

応募対象者

Q2. 国や地方公共団体、独立行政法人、民間企業は応募できますか？

応募できません。ただし、そこに在職する職員が、業務上支障ない範囲でグループ、実行委員会等（人格なき社団）を組織し、人員、会計を独立させることにより応募することができます。

Q3. 大学や高校、学校法人は応募できますか？

応募できません。ただし、そこに在職する教職員等が、グループ、実行委員会等（人格なき社団）を組織し、人員、会計を独立させることにより応募することができます。

Q4. 個人での応募はできますか？

応募できません。

Q5. 応募者が事業の実施者であるとはどういう意味ですか？

応募する団体自身が事業の実施主体であることです。従って次の場合は認められません。

- ①他の団体や個人の名義に替わって応募する場合
- ②事業の実質的な部分を他の団体や個人が行うことになる場合

Q6. 指定管理者ですが、応募は可能ですか？

指定管理者であっても、応募する事業が国や地方公共団体の指定管理業務でない場合は応募が可能です。

実施場所

Q7. 事業の実施場所は原則として日本国内とのことですが、例外はあるのですか？

例外として認められるものとしては次の場合があります。

- ①日本国外で現地調査を行い、日本国内で分析、とりまとめ等を行う調査研究や技術開発
- ②日本国外で行催事を行い、その成果を日本国内での活動等に反映させるもの

実施期間

Q8. 事業の実施期間が複数年度にわたる場合でも、継続して助成を受けることはできますか？

できません。助成は、1回につき1年度ですので、年度ごとに応募してください。また、同じ事業について、連続して助成を受けることができるのは3箇年度（3回）までとします。

助成金

Q9. 助成は、なぜ助成対象経費の4分の3なのですか？（調査研究／活動・行催事部門のみ）

助成を受ける団体が主体性を持って活動することが重要であると考えているからです。

Q10. 花博記念協会以外からの助成を同時に受けることはできますか？

可能です。応募時に提出する事業収支予算書の収入の部に明記してください。

Q11. 謝金や旅費交通費についての算定基準はありますか？

当協会ではとくに算定基準を設けていませんので、申請する団体のものを使用してください。ただし、日当は助成の対象とはなりません。

Q12. 助成金の前払いは可能ですか？

可能です。原則として助成金は事業の完了後の交付（精算払い）となりますが、事業実施前に交付を受けなければ、その実施が著しく困難になると認められる場合は、前金払を請求することができます。ただし、交付決定額の2分の1以内です。

Q13. 事務局管理費や飲食費などは、助成の対象となりますか？

なりません。助成は、対象となる活動や調査に直接的に関係するものに対して行うものですので、申請団体の組織維持のための経費や、飲食費のように事業に直接的に関係しない経費は助成の対象としてみません。

Q14. 花博記念協会の助成金以外の収入について何か条件がありますか？

当協会の助成金以外の収入の調達方法につきましては、特に問いません。

応募の手続き

Q15. 申請書類及び添付書類送付の際の、安全かつ確実な方法とはどのようなものですか？

当協会では、原則として簡易書留での郵送をお勧めしています。郵便局の利用が困難な場合、宅配便等を利用して頂いても構いません。その場合、書類の紛失等のトラブルを避けるため、発送が証明できるような送付方法をご利用下さい。なお、何らかの事情により、当協会に書類が届いていない場合の責任は負いかねますのでご注意ください。

Q16. 一旦提出した申請書類及び添付書類の修正、差し替え、追加は可能ですか？

提出期限となる日以前であれば、規定枚数の範囲内で可能です。

審査

Q17. 審査結果の通知はどのように行われますか？

審査結果の通知は郵送します。採否の結果及び助成金交付の決定：令和2年2月上旬(予定)

Q18. 審査委員会の委員の構成については公表されるのですか？

協会のホームページに記載しています。

Q19. 一次審査はどのように行われるのですか？

有識者による委員会を設け、提出して頂いた書類の審査を行います。

Q20. 二次審査は、どのように行われるのですか？（調査研究／活動・行催事部門のみ）

審査委員に対して事業計画等についてのプレゼンテーションを行っていただきます。令和2年1月中下旬に、大阪と東京の2会場で実施予定です。ただし、一次審査に採択された25万円以下の少額助成の団体については、プレゼンテーションによる二次審査は行わず、引き続き書類による二次審査を実施します。

Q21. 二次審査に出席するための経費は応募者の負担ですか？（調査研究／活動・行催事部門のみ）

日本国内からの応募者については、1件あたり1名分の旅費交通費を協会の基準により支給します。

Q22. プレゼンテーションはどのような形式で行われますか？

事業計画等の説明と質疑応答を合わせて15分間です。事業計画等の説明は、パワーポイント、印刷物によって行っていただきます。

Q23. 審査基準は公表されるのですか？

審査基準は公表しません。

その他

Q24. 協会のホームページに事業成果の報告が掲載されるのはいつですか？

具体の日程は未定ですが、令和2年度に実施する事業については、令和3年9月頃を予定しています。

Q25. 協会のホームページに掲載される事業概要の内容はどのようなものですか？

ホームページには、助成先の名称、事業名、事業の成果（概要）、活動写真などを掲載します。

Q26. 過年度の助成対象事業を参考に見たいのですが、どうすればいいですか？

ホームページに掲載していますので、ご覧ください。インターネットに接続できない方は、ご連絡をいただければ、郵送いたします。

書類の提出先および問合せ先

＊ ＊ ご不明な点はお気軽にお問い合わせ下さい ＊ ＊

〒538-0036 大阪市鶴見区緑地公園2-136

公益財団法人 国際花と緑の博覧会記念協会

企画事業部第1課

TEL : 06-6915-4516

FAX : 06-6915-4524

E-mail : clover@expo-cosmos.or.jp

●個人情報の取り扱いについて

ご提出頂いた資料およびご記入頂いた個人情報は、当協会の選考、運営ならびに情報提供の目的で事務局および審査会委員が利用し、適切に管理いたします。